

答 申 第 1 0 4 号
(諮 問 第 1 0 5 号)

令和 4 年 (2022 年) 8 月 30 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 7 月 12 日付け鎌総第 1114 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年(2020年)8月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年9月1日付けで独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に『深沢地区のまちづくり検討について』(依頼)に対し、平成26年10月20日付けで、協力の回答を得た。『上記について、下記に請求する』1、URと鎌倉市とで検討した資料、記録類文書一式 2、上記1、を実施後、市庁内にて検討した資料、記録類文書一式」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)8月28日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。しかしながら、同日付けで行った行政文書一部公開決定処分については、非公開とした情報のうち別表に掲げる情報及び「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託」に関する文書を公開すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)8月14日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「平成26年9月1日付けで独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に『深沢地区のまちづくり検討について』(依頼)に対し、平成26年10月20日付けで、協力の回答を得た。『上記について、下記に請求する』1、URと鎌倉市とで検討した資料、記録類文書一式 2、上記1、を実施後、市庁内にて検討した資料、記録類文書一式」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、1について、令和2年(2020年)8月28日付け鎌倉市指令深地第12号で行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)を、2について、同日付鎌倉市指令深地第12号で行政文書不存在決定処分(以下「本件処

分2」という。)を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2に対し、令和2年(2020年)11月20日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年(2020年)11月20日付けで提出した審査請求書、令和3年(2021年)4月14日付けで提出した反論書、同年5月21日付けで提出した再反論書及び同年8月16日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開とした部分は、条例第6条第2号から第4号に定める非公開情報にあたらぬ。地権者の発言でないこと、また、UR都市機構 東日本都市再生本部及び(株)URリンケージの発言は一般論の発言と考える。このため、条例第1号に該当する箇所以外は公開すべきである。

イ (株)URリンケージが参加した経緯等の文書が公開されるべきであるが、公開されていないのは不当である。

ウ 村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会は、深沢地域整備課が独断で実施したものではないので、理事者に文書による報告や関係部署に文書で連絡していると考えことから、行政文書不存決定は不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存決定理由説明要旨

令和3年(2021年)4月1日付けで提出された弁明書、同年5月11日付けで提出された再弁明書、同年11月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 条例の規定以上に非公開部分を広げるなど不当な決定処分を行

っていない。

- (2) (株) URリンクージュが参加した経緯等の文書は対象文書に該当しない。
- (3) 当時の担当職員に聴き取ったところ、報告文書等を作成したという事実は確認できず、課内のフォルダ及び文書管理システムの検索を行い、公開請求の趣旨に合致する行政文書が存在していないことを確認しており、公開請求に対する決定を適切に行っている。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件処分1に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、URから協力するとの回答を受けたことに関して、URと鎌倉市との間で検討した資料、記録文書一式であり、本件処分2に係る対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、これらの検討の後、市庁内で検討した資料、記録類一式の文書である。なお、審査請求人は(株)URリンクージュが参加した経緯等の文書が公開されるべきと主張するが、本件行政文書公開請求書の記載内容から本件請求の対象文書に含めると判断することはできない。

そこで、本件処分1について条例第6条第2号、第3号及び第4号に該当するとして本件文書の一部を非公開とし、本件処分2について本件請求対象文書を不存在とした実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

- (2) 本件処分1について

ア 条例第6条第2号該当性について

(ア) 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第2号に該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施にあたり、JR東日本の役割や

対応等今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、経営方針とはいいいがたく、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである

イ 条例第6条第3号該当性について

(ア) 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第3号に該当するとされた部分には、R（保留地地積）、Rmax（保留地として取り得る最大地積）、R/Rmax（割合）並びに換地及び保留地位置に関する事項が記載されていた。これらの事項は、今後変更されることが予想される未成熟な検討段階の情報であって、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、別の箇所で公開されている記載内容から推測しうる情報であり、又は公開したとしても、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

ウ 条例第6条第4号該当性について

(ア) 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、

次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

- (イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、保留地処分金、整理前後単価、増進率等に係る数値又は事業に係る検討の経緯が記載されていた。これらの情報については、公開されると、事業区域内の権利者が所有する土地に対する評価に影響を及ぼし、権利者との今後の交渉が困難になることが予想される。また、土地区画整理事業により生じる保留地の購入希望者が土地の価格を容易に推測できるようになることから、今後の用地の売却交渉が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

エ その他本件処分1に係る請求対象文書について

- (ア) 審査請求人は、本件処分1に係る本件文書のうち、「村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第1回検討会）」において、「第2回の準備会」との記載があることから、少なくとも2回の準備会が開催されていることが推測されるため、これに関する文書も本件請求に含まれるものであって、公開すべきであると主張する。

- (イ) 実施機関の説明によれば、準備会は2回開催されたが、検討会の準備のため事前に簡易な打合せを行ったものに過ぎず、特に文書を作成していなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

- (ウ) また、審査請求人は、本件処分1に係る本件文書のうち、「村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第2回検討会）」において、「事業の実現性を精査する

ために今回の委託を実施している」との記載があることから、当該委託事業に関する文書も本件請求に含まれるものであって、公開すべきであると主張する。

(エ) 当審査会が実施機関に聴き取りを行ったところ、当該委託事業に関する文書として、「平成26年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託」が存在することが確認できた。当該文書もまた、本件請求に含まれるものであると認められるから、条例に規定する不開示情報が含まれているかどうかを検討した後、これを公開すべきである。

(3) 本件処分2について

本件請求対象文書は、URから協力するとの回答を受けたことに関してURと鎌倉市との間で検討した後、市庁内で検討した資料、記録類一式である。

実施機関の説明によれば、ファイルサーバの共有ドライブに保存された文書や文書管理システム内に保存された文書を確認したが、本件請求対象文書に該当する行政文書を見つけることができなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第2号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第1回ワーキング）	
2ページ 38行目から3ページ 1行目	5文字目から8文字目まで
3ページ 16行目から17行目	16文字目から4文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第3回ワーキング）	
3ページ 34行目	4文字目から最後まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事録概要（第2回検討会）	
6ページ 3行目	7文字目から28文字目まで

【第3号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） ■村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討（案）	
32行目	2文字目から最後まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） 資料1-2 ■村岡・深沢地区両市一体化による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで

村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体化による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-3 ■換地の対応メニュー比較（保留地及びJR用地の換地位置変更によるシミュレーション結果）（全体事業効果、（中央）デメリット）	
2行目	2文字目から9文字目まで
6行目	2文字目から6文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-3 ■換地の対応メニュー比較（保留地及びJR用地の換地位置変更によるシミュレーション結果）（全体事業効果、（右）デメリット）	
2行目	2文字目から9文字目まで
7行目	2文字目から6文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第3回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事録概要（第2回検討会）	
5ページ 26行目	14文字目から35文字目まで
5ページ 27行目から28行目	9文字目から30文字目まで
5ページ 29行目	1文字目から2文字目まで
5ページ 29行目	31文字目から36文字目まで
6ページ 24行目	4文字目から15文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回検討会） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで

【第4号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） 資料-3 ■ 藤沢市都市計画事業（仮）村岡新駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画書（素案）	
4 ページ 10 行目	1 文字目から 3 文字目まで
4 ページ 10 行目	33 文字目から 35 文字目まで
4 ページ 11 行目	18 文字目から 24 文字目まで
6 ページ 宅地合計、施行後 地積 (㎡) 1 行目	すべて
6 ページ 宅地合計、施行後 割合 (%) 1 行目	すべて
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第2回ワーキング）	
1 ページ 21 行目	32 文字目から 34 文字目まで
1 ページ 24 行目	15 文字目から 17 文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第2回検討会）	
3 ページ 35 行目から 38 行目	40 文字目から 19 文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回検討会） 参考資料-2 ■ 両市一体整備における整理前後単価について	
2 ページ 2 行目	1 文字目から 7 文字目まで
2 ページ 2 行目	16 文字目から 22 文字目まで
2 ページ (路線価)	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 8 / 14	行政文書公開請求書が提出される
8 / 28	行政文書一部公開決定通知書及び行政文書不 存在決定通知書送付
11 / 20	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域 整備課 審査庁：総務課）
3 4 / 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
4 / 14	審査請求人が審査庁に反論書を提出
5 / 11	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
5 / 21	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
7 / 12	審査会に諮問
8 / 16	審査請求人が審査会に意見書を提出
11 / 5	第129回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
4 / 2 / 18	第132回審査会で審議
3 / 16	第133回審査会で審議
5 / 9	第134回審査会で審議
6 / 10	第135回審査会で審議
7 / 4	第136回審査会で審議
8 / 8	第137回審査会で審議
8 / 30	答申（答申第104号）